

「部落差別解消推進法」施行4年 の現状と課題

部落解放同盟中央本部
書記長 西島 藤彦

(1) 今日的な差別事件の特徴について

- ① 東京地裁での鳥取ループ・示現舎に対する裁判闘争
- ② 「部落探訪」としてインターネット上に掲載している
- ③ インターネットで差別情報が氾濫している
- ④ 総務省が電気通信事業者関連団体に要請はしているが、さらなる行政指導が必要

(1) 今日的な差別事件の特徴について

②「部落探訪」は法務省が差別情報として対応。削除要請の対象とすることを明記した通知を出す。

「・・・特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的権利等を侵害する者と評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定に地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る。

このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつて同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とするべきである。

各局においては、この種の情報については、上記の考えに基づき、適切に立件・処理されたい。」

(法務省が地方法務局に通知した文章の抜粋)

(1) 今日的な差別事件の特徴について

③インターネットで差別情報が氾濫している

インターネットを利用した差別情報の氾濫は、今日的な部落差別の特徴的な問題であり、「部落差別解消推進法」でも、第1条（目的）において「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、・・・」と指摘

(2) 「部落差別解消推進法」の具体化にむけた⁵ 課題

①全国的な条例の制定、改正の取り組み

※福岡県や奈良県、和歌山県をはじめ、全国の市町村で推進

②「国民意識調査」の実施

※「部落差別の解消の推進に関する法律第6条に
基づく調査結果の概要」が公表された

(2) 「部落差別解消推進法」の具体化にむけた⁶ 課題

③ 部落解放・人権行政の推進にむけて

- 国や自治体、法務省をはじめ各省庁が、今後の部落解放行政・人権行政の推進に必要な施策や課題を明確にしていく必要性
- 人権3法をはじめ、「アイヌ新法」や性的少数者に関する法律など、個別人権課題での取り組みが前進

(2) 「部落差別解消推進法」の具体化にむけた⁷ 課題

③ 部落解放・人権行政の推進にむけて

※それぞれの法律の問題点を共有し、差別禁止を含む包括的な人権の法制度にむけて協働の取り組みをすすめる



◇ 人権侵害救済制度、国内人権委員会の設置へ

(3) 政府交渉の論点と自治体での取り組み推進について

①法務省

- 「調査結果の概要」の詳細をあきらかにさせる
- ネット上の差別情報への対応
- 部落差別情報の集約結果の提示と分析結果や見解の発表

(3) 政府交渉の論点と自治体での取り組み推進について

②総務省

- 「電気通信事業者4団体」に加盟していない海外通信事業者との意見交換

※電気通信事業者4団体とは・・・

(一社) 電気通信事業者協会

(一社) テレコムサービス協会

(一社) 日本インターネットプロバイダー協会

(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

- 「プロバイダ責任制限法」の改正

(3) 政府交渉の論点と自治体での取り組み推進について

●「プロバイダ責任制限法」の概要

区分	内容	
対象となるサービス	不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（特定電気通信）	
対象となる情報	流通することで他人の権利を侵害する情報（著作権侵害情報や名誉毀損情報等） ※有害情報や社会的法益を侵害する情報は本法の対象外	
規定された制度	損害賠償責任の制限 （3条関係）	送信防止措置を講じなかった場合の被害者に対する損害賠償責任（1項） 送信防止措置を講じた場合の発信者に対する損害賠償責任（2項）
	発信者情報の開示請求等 （4条関係）	次のいずれにも該当する場合に限り、開示請求可能 ・開示を請求する者の権利が侵害されたことが明らかなきとき ・発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき

(3) 政府交渉の論点と自治体での取り組み推進について¹¹

③自治体

- 「国民意識調査」の設問項目による調査の実施
- 「部落差別解消推進法」をふまえた条例の制定、改正
- ネットのモニタリング事業の実施
- 人権啓発事業推進のための交付税措置の充実を国に求める

部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附帯決議（参議院法務委員会）（抜粋）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するにあたり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

〔略〕

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための**部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討**すること。

部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査内容について

有識者会議において実施すべきとされた調査内容

- 1 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査
- 2 地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査
- 3 インターネット上の部落差別の実態に係る調査
- 4 一般国民に対する意識調査

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

1) 調査方針について

全体評価

有識者会議は、調査にあっては「新たな差別を生まないために、人や地域（同和地区住民や同和地区）を特定することを伴う調査は実施しないことが肝要である。」と述べ、特に、聞き取り調査や生活事態調査の実施を否定している。

更に、インターネット上の部落差別の実態調査に関しても、ことさらに表現の自由に十分留意するべきと求めており、こうした見解が調査の有効性を低下させている。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について

- ① 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査
- ② 地方公共団体が把握する差別事例の調査

有識者会議は、①②の差別事例の調査に関して「部落差別解消につながる施策を検討するに当たっては、いかなる差別事象が事実として存在するのかを把握することが必要である」としながら、新たな差別を生み出さないための調査方法として、法務省の人権擁護機関や地方公共団体等が保有している人権相談および人権侵犯事件の情報を収集し、次の6類型に整理・分類する手法を提案している。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (①②)

有識者会議が提案した6種類の整理・分類

- 1 .結婚・交際に関する差別
- 2 .雇用差別
- 3 .正当な理由のない身元（戸籍）調査
- 4 .差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）
- 5 .特定個人に対する誹謗中傷
- 6 .識別情報の摘示

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (①②)

全体評価

法務省の人権擁護機関や地方公共団体等で保有している情報を一定の類型に整理し、分類することの必要性は認める。

しかし、社会化されていない部落差別の存在を放置したまま、保有している情報のみを類型ごとに状況・傾向・特徴の分析、全体に占める割合などを検証するだけでは、単に部落差別の存在を確認しただけで「部落差別の実態」を正確に把握したものとは言えない。

また、推進法が求める部落差別の相談体制の充実に応えるためには、部落差別の実態を正確に把握するとともに、現行の人権相談体制のあり方を検証し、相談の体制や機能の強化・拡充につなげていくことが必要である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (①②)

指摘 1

報告書では「法務局・地方法務局において職員等が受けた人権相談について、地方公共団体等と連携するなどしてこれに適切に対応する」と報告している。

しかし、今回の調査では地方自治体等との連携のあり方や実績、課題等についての調査・検証が行われていない。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (①②)

指摘 2

法務省の人権擁護機関への相談件数（2017年度402件、地方公共団体2217件）が少ないのはなぜか？ その主な理由として次の3点が考えられる。

- ① 相談者等にとって気軽に相談できる身近な存在となっているか
- ② 相談者の心理に寄り添った適切な助言・支援等が行えているか
- ③ 部落差別行為を行った者に対して実効的な措置が執れているか

このような調査により、法務省の人権擁護機関の相談体制を検証し、相談・措置等が迅速かつ適切に実施できる体制へと見直しが必要である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について

③ インターネット上の部落差別の実態に係る調査

全体評価

報告書では、調査にあたっては「国が公権力によるモニタリングを推奨していると受け止められるような調査内容及び手法を避けるなど、表現の自由に十分留意したものとすべき」と、インターネット上の差別や差別扇動の監視に対する消極的・否定的ともとれる記述がなされている。

こうした考え方や姿勢は、インターネット上の差別や差別扇動を許容している。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (③)

指摘 1

法務省の人権擁護機関へのインターネット上の「識別情報の摘示」の相談件数が10件未満であるのに対し、人権侵犯事件として立件したのはその約5倍となっている。

その理由を、地方公共団体等からの通報や情報を端緒として立件したためと説明しているが、この現象の真の理由は、法務省のインターネット上の人権侵犯に対する消極的な姿勢や不十分な取り組みの結果の現れではないのか。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (③)

指摘 2

法務省は、まず実態調査結果の原因を正確に把握し、しっかり責任を自覚すべきである。

その上で、地方公共団体等が行うモニタリングに対する財政的・技術的な支援、また積極的な関与によるインターネット上を網羅するモニタリングのネットワーク化など、こうした取組につながるよう調査結果の適切な活用を求める。

更に、監視の強化と同時に、インターネット上の差別や差別扇動に対して迅速かつ実効的な措置が執れるよう法整備を求める。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について

④ 一般国民に対する意識調査

全体評価

今回の国民一般を対象とした意識調査について、調査当時における15歳以上の人口が約1億1000万人に対して、調査規模（標本数）を10000人としたこと、そのうち有効な回答を得ることができたのが約6200人という調査実績に関し、本当に国民の意識実態を把握することができたのか疑問である。

国民の意識や行動に影響を及ぼす教育・啓発に活用するならば、調査規模が適切なものであったとは思えない。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (④)

指摘 1

今回の調査では、調査員が訪問して調査票を配布、回収する方法が採用され、丁寧な取り組みがされたことについては評価できる。

ただし、訪問回収を行ったにも関わらず約40%の方が回答しなかった（できなかった）理由や事情については憂慮すべきである。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (④)

指摘 1

40%の中に、例えば「部落差別の存在を認めない」「部落差別を知らない」「自分とは関係ない」などの意識が存在するとすれば、今後の教育・啓発の課題があると考えられる。

推進法の第2条（基本理念）では「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」と条文で明記している。今後、調査員からの聞き取りにより回答しなかった40%の理由を把握し、検証することで教育・啓発に活かす必要がある。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (④)

指摘2

質問事項（問9）「部落差別による被害を受けたことがあるか」で、部落差別の加害と被害を一括りにして『部落差別に関する体験』を分析しているが、部落差別の被害体験と加害体験では全く意味が異なることをふまえて、今後の施策を検討するにあたっては、当事者の意見を反映することが必要である。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (④)

指摘 3

質問事項（問 9）「部落差別による被害を受けたことがあるか」、（問 10）「部落差別に関するインターネット上の人権侵害事例を見たことがあるか」の問いで止まっている。

この問いに「ある」と回答した方に対しては

- ① その時、どのように行動したのか
- ② 行動した理由は、また行動しなかった理由は
- ③ 自身の行動を振り返り、感想や評価は

など、「部落差別を受けたり」「見たり」した時の行動や思いを把握するための更に深めた質問が必要ではないか。

また関連して、行動することができずに社会化されなかった部落差別を可視化するための質問も必要があったのではないか。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

2) 調査内容等について (④)

指摘 4

調査項目の(問3)「人権問題の相談窓口として知っているもの」の回答では、市区町村が1番で43%、人権擁護委員は5番で21%、法務局は6番で21%であった。(法務省の人権擁護機関は、2番警察、3番弁護士会、4番都道府県より順位が低かった。) 調査目的の相談体制の充実に資するためには

- ① どこに相談したのか
- ② 相談先を選んだ理由は何か
- ③ 相談先の支援内容や対応に満足しているか
- ④ 相談窓口への要望・意見はあるか

などの質問を行い、国民から見た人権相談窓口として、法務省の人権擁護機関・地方公共団体・民間団体等の認知度や信頼度、対応に関する満足度などの詳細について把握する必要があったのではないか。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

1 調査の内容や手法等について

3) 調査結果の活用について

部落問題解決にむけた施策検討にあたっては、今回、調査に協力した自治体との情報共有をはじめ、被差別当事者との意見交換が必要である。

更に、市民意識調査、同和地区住民生活実態調査、宅地建物取引業者意識調査など地方公共団体がさまざま実施している部落差別の実態調査を政府として積極的に活用し、施策内容を充実させていくことが必要である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント

- ① 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査
- ② 地方公共団体が把握する差別事例の調査

指摘 1

法務省の人権擁護機関による部落差別の相談に対する処理結果を見ると、事件関係者に対する「啓発」は減少し、一方、救済・予防の実効的な対応ができる者への「要請」が増加しており、相談に対して的確に対応できていない実態が明らかになった。

また、全地方公共団体のなかで、人権相談窓口を設置しているのは945自治体で全体の52.9%となっており、地域によって相談環境に大きな格差があることが明らかになった。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（①②）

指摘2

インターネット上の部落差別の相談について、法務省の人権擁護機関によせられた相談は3年間（2015～2017）では、わずか44件で、インターネット上での部落差別が深刻化しているなか、法務省の人権擁護機関の対応が極めて不十分であることが明らかになった。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（①②）

指摘 3

1 3 3 の地方公共団体がモニタリングを実施、3 6 の地方公共団体が実施予定・検討中としている。（一社）部落解放・人権研究所の調査でも2015～2019年度に7,706件の差別・人権侵害情報の削除依頼を実施、4,291件が実際に削除（法務省の実績は2013～2017年度でわずか75件）されており、取り組みの支援が必要。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント

③ インターネット上の部落差別の実態に係る調査

指摘 1

部落差別関連のウェブページを閲覧した351人への閲覧目的の質問に対し、自分や身内の「引っ越し先の地域」「交際相手や結婚相手の出身地」「近所の人出身地」「求人に対する応募者の出身地」を調べるためなど、差別的な意図を持って閲覧したものが84人で23.9%であったことが明らかとなった。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（③）

指摘 2

更に、ウェブページを閲覧した目的を「偶然目にした」「覚えていない」と答えた者を除く259人への質問で、ネットを調べてみようとした理由は「知りたい情報がまとまって整理されているサイトがあるのを知っていたから」が12.7%あり、ネットを利用した部落差別調査が実際に行われていることが明らかとなり、こうした行為を規制する法的根拠の検討が必要である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント

④ 一般国民に対する意識調査

指摘 1

（問 1）人権問題についての授業・講義を受けたことがあるかの問に、「受けたことがない」28.2%、「受けたことがあるが、覚えていない」19.0%、「覚えていない」7.7%の合計が5割を超えている。これを部落差別に限定すれば、さらにその割合が高まることが推測される。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 2

（問 1 - 1）人権問題についての授業・講義を「受けたことがある」と答えた 2,775 人のうち 77.0%が「教育機関」で、35.5%が「職場の研修」と答えており、学校や職場における教育や啓発をいかに充実強化していくのかが問われている。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘3

（問3）人権問題の相談窓口として知っているものについて、「知らない」が27.5%、「法務局」は16.0%、「人権擁護委員」は21.0%の認知度の低さも深刻で、最も高かった「市（区）町村」でも42.7%と5割未満であった。部落差別の相談に的確に対応できる相談体制の整備は急務である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 4

（問 6）全体の 77.7% が部落差別または同和問題という言葉を知っている」と回答しているが、（問 6-2）どういう内容か「知っている」は 27.0% にとどまり、「なんとなく知っている」が 59.1% と多数を占めており、部落問題が正しく知られていない実態が明らかとなった。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 5

（問 6 - 2）部落差別を「知っている」「何となく知っている」と答えた 4,157 人への質問で、（問 10）ネット上の人権侵害事例について「見たことがある」と答えたのは 10.8%で、（問 10 - 1）その内容について 41.4%が「旧同和地区名の公表」をあげており、部落の所在地情報が多くの市民に広がっており、結婚や土地差別など忌避意識と結びついて差別の発生が危惧される。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 6

（問 7） 部落差別を「知っている」「何となく知っている」と答えた 4,157 人へ部落差別の不当性について問うと、85.8%が部落差別は「不当な差別」だと回答している。

一方、同じ方への質問で（問 13）「交際相手や結婚相手」が部落出身者かどうか「気になる」が 15.8%、「わからない」が 25.4%いるなど、建前と本音が対立している。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 7

（問 1 1）部落差別を「知っている」「何となく知っている」と答えた 4,157 人への「現在も部落差別はあると思うか」の問に、73.4%が「ある」と回答しており、部落差別は解消したという意見は完全に否定された。

法務省人権擁護局

「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘 8

（問 1 5）部落差別解消のための啓発への接触状況が「ない」という回答は、「インターネット」84.0%、「講習会・研修会など」79.5%、「市町村等の広報誌・パンフレットなど」62.0%、「新聞、書籍、雑誌」58.6%、「テレビ、ラジオ、映画、ビデオ」52.8%となっており、部落差別解消に向けた啓発事業の取組の弱さが明らかとなった。

啓発への関わりが弱い市民をどう巻き込み意識の改善につなげていくかが課題である。

法務省人権擁護局 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について

2 調査結果のポイントについて

4 類型の各調査における注目すべきポイント（④）

指摘9

（問16）部落差別解消のための効果的と思われる施策の問に「教育・啓発、相談体制の充実」を求める意見が49.1%、一方（問17）学校教育や啓発を今後どうすべきかの問には「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」37.6%が答えており、これまでの教育や啓発についての検証が求められている。

「法務省調査報告書」をふまえた取り組みの方向

検討されるべき今後の取り組み

- 今回の法務省が実施した「国民意識調査」項目を反映した自治体による「住民意識調査」を実施させるように取り組むこと。

「法務省調査報告書」をふまえた取り組みの方向

検討されるべき今後の取り組み

- 「地対財特法」終了後に主張されてきたように、同和地区の所在地情報をめぐる、鳥取ループに代表される「アウトティング論（当事者の同意なしに人や地域を特定すること）」や「新たな寝た子を起こすな論（人や地域を特定することを伴う調査は実施しない）」への反論を明確にすること。

「法務省調査報告書」をふまえた取り組みの方向

検討されるべき今後の取り組み

- 当事者を対象とした部落差別の実態調査（被差別体験、部落差別事件、生活実態等）を実施し、調査結果に基づき部落差別解消のための施策について、当事者としての政策提案をまとめること。